



岐阜市福監第204号
令和元年 8 月 5 日

社会福祉法人 岐阜龍谷会
理事長 泉井 文人 様

岐阜市長 柴橋 正直



社会福祉充実計画承認通知書

令和元年6月28日付け、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(別紙1)

令和元年度 社会福祉法人岐阜龍谷会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人岐阜龍谷会		法人番号	3200005001549				
法人代表者氏名	高原 眞見							
法人の主たる所在地	岐阜県岐阜市黒野404番地の1							
連絡先	058-234-2376							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	—							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和元年5月27日							
評議員会の承認年月日	令和元年6月18日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成30年度末現在)	1か年度目 (令和元年度末現在)	2か年度目 (令和2年度末現在)	3か年度目 (令和3年度末現在)	4か年度目 (令和4年度末現在)	5か年度目 (令和5年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
	10,540 千円	0 千円	—	—	—	—		0千円
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		▲17,583 千円	—	—	—	—	▲17,583 千円	
本計画の対象期間	令和元年9月1日から令和2年3月31日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	本館2階浴室改修更新工事	社会福祉事業	既存	特養入所者の重度化により、開設当時の浴室設備仕様では対応が困難となる事例が見られるようになってきた。利用者への入浴サービスの質の向上及び職員の介護業務負担の軽減を目的に実施する。	有	17,583千円
小計						17,583千円

2か年度目						
	小計					
3か年度目						
	小計					
4か年度目						
	小計					
5か年度目						
	小計					
合計						17,583 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ設備改修及び介護機器等更新導入することにより利用者へのサービスの質の向上及び職員の介護業務負担軽減への取組を行うこととした。
② 地域公益事業	①の取り組みを実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取り組みを実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
施設設備 改修更新 事業	計画の実施期間における事業費合計	17,583 千円					17,583 千円	
	財源構成	社会福祉充実 残額	10,540 千円					10,540 千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益	7,043 千円					7,043 千円
		その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

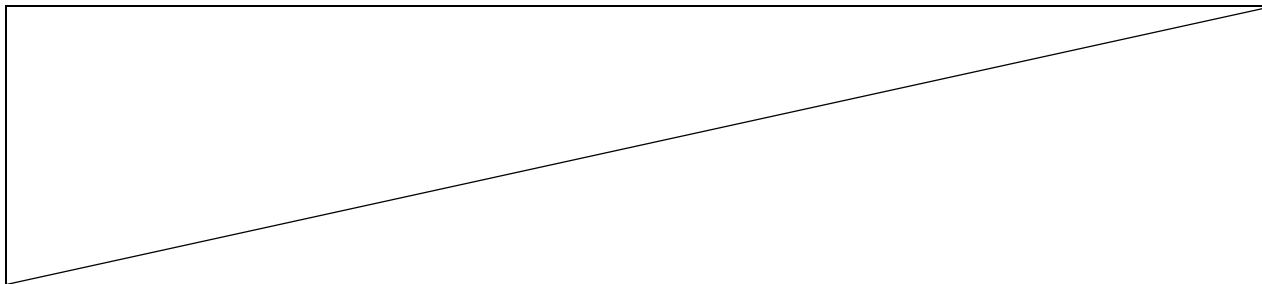
5. 事業の詳細

事業名	本館2階浴室改修更新工事
主な対象者	職員、利用者

想定される対象者数	職員５０人、利用者１００人	
事業の実施地域	—	
事業の実施時期	令和元年９月１日～令和２年３月３１日	
事業内容	<p>【本館２階浴室改修更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用頻度の減った一般浴槽の撤去。 ・壁等の仕切りを撤去しオープンスペース化によって職員の動線短縮及び視野を広くすることで安全を確保する。プライバシーについては防水カーテンを用いて確保する。 ・浴室等床材をクッション性、防滑性のある素材に変更する。 ・一般浴槽に変えて寝台式の特殊浴槽装置を導入する。 ・給排水設備も更新し防水施行も行う。 	
事業の実施スケジュール	１か年度目	本館２階浴室改修更新工事
	２か年度目	—
	３か年度目	—
	４か年度目	—
	５か年度目	—
事業費積算 (概算)	<p>【本館２階浴室改修更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事費用 １０,５８４千円 ・工事設計管理業務料 １,０５９千円 ・寝台式特殊浴槽装置購入設置費用 ５,９４０千円 	
	合計	１７,５８３千円(うち社会福祉充実残額充当額１０,５４０千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	—	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由



(別紙2)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和 元年 5月27日

社会福祉法人岐阜龍谷会

理事長 高原 眞 見 殿

税理士法人 市川会計事務所
代表社員 市川 睦 英



私は、社会福祉法人岐阜龍谷会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和元年度 社会福祉法人岐阜龍谷会 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上